第 132 号 2008 年 12 月 8 日

発行責任者 上野賢治 TEL 733-4002

須 磨 民 商 NEWS

ホームページ http://www.suma-minsho.jp

仕事と資金よこせの大運動を!

「仕事が減って、年越しできるかどうかわからない」「月末の集金ができない。従業員に給料がだせない」 - 中小業者はかつて経験したことのない事態を迎えています。年末資金を確保でえきるかどうかはいつにもまして重要です。

私たち民商・全商連の運動で拡大させてきた【**緊急保証・セーフテイーネット 5 号等**】を積極的に活用して、民商と一緒に「仕事よこせ、資金よこせ」の大運動を一気に広めましょう!

須磨民商でも、融資の相談が相次いでいます。

緊急保証を利用するには何が必要か、制度融資を受けるまでの手続きや必要書類など、何でもご相談下さい。



「緊急保証」利用するには?

- 618 業種が対象
- 最近3ヶ月の月平均売上高、平 均売上純利益率または平均営 業利益率が前年同期比で3%以 上減少している事業者
- 一般保証とは別枠で、保証協会 が 100%保証します。
- 市区町村の認定が必要

○今年も、年末調整・申告に関する書類が届きはじめました。

大切な書類です。きちんと保管しましょう。

- ◎結婚した・子どもが生まれた等、扶養家族の届け
- ○生命保険·損害保険料控除等証明書
- ◎住宅ローン残高証明書
- ◎国民年金保険料の証明書

申告にあわてないよう、医療費・国保料・介護保険料・労働保険料なども、日頃から整理しておきましょう!また、年金をもらっている方は、『年金の源泉徴収票』もお忘れなく。

無料法律相談 (定例:每月第一水曜日)

1月7日(水)須磨民商2F

 $18:00\sim19:00$

※日程が変更になる場合があります。事前に予約をお願いいたします。